ロ　第六十六条の五の二第二項第三号ロに規定する政令で定める公共法人に対する支払利子等（ホに掲げる支払利子等を除く。ロにおいて同じ。）　当該公共法人に対する支払利子等の額

ハ　連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等　当該他の連結法人に対する支払利子等の額

ニ　特定債券現先取引等（第六十六条の五第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める支払利子等（ロ、ハ及びホに掲げる支払利子等を除く。ニにおいて同じ。）　当該政令で定める支払利子等の額のうち政令で定める金額

ホ　連結法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）に係る支払利子等で非関連者に対するもの（(1)において「特定債券利子等」という。）　債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額

(1)　その支払若しくは交付の際、その特定債券利子等について所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と第六十六条の五の二第二項第三号ロに規定する政令で定める公共法人に対する特定債券利子等（その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるものを除く。）の額との合計額

(2)　(1)に掲げる金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額

四　関連者　連結法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号において「発行済株式等」という。）の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。

五　非関連者　連結法人に係る関連者以外の者をいう。

六　控除対象受取利子等合計額　各連結法人の当該連結事業年度の受取利子等の額の合計額を当該各連結法人の当該連結事業年度の対象支払利子等合計額の当該連結事業年度の支払利子等の額の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定める金額をいう。

七　受取利子等　連結法人が支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

3　第一項の規定は、各連結法人の当該連結事業年度の対象純支払利子等の額が二千万円以下である場合には、適用しない。

第六十八条の八十九の二第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「超える部分」を「部分」に、「から第八項」を「から第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に、「第七項及び第八項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

第六十八条の八十九の三の見出しを削り、同条第一項中「同条第八項」を「同条第七項」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に改め、同条第二項中「関連者支払利子等の額」を「対象支払利子等の額」に、「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改め、同条第五項中「第一項及び」を「第一項又は」に、「に当該連結超過利子額に関する明細書の添付」を「の提出」に、「に、これらの規定の適用を受ける金額の申告の記載及びその計算に関する明細書」を「、修正申告書又は更正請求書に当該連結超過利子額、これらの規定により損金の額に算入される金額及びその計算に関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額の計算の基礎となる連結超過利子額は、当該書類に記載された連結超過利子額を限度とする。

第六十八条の八十九の三第六項を削り、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

第六十八条の九十第一項第一号イ中「除く。」の下に「次項第二号イ(3)」を加え、同号ロ中「。ハ」の下に「及び次項第二号イ」を加え、同項第四号中「のいずれかが零」を「又は他の外国関係会社（連結法人との間に実質支配関係があるものに限る。）の当該外国関係会社に係る同号イからハまでに掲げる割合のいずれかが零」に改め、同条第二項第二号イに次のように加える。

(3)　外国子会社（当該外国関係会社とその本店所在地国を同じくする外国法人で、当該外国関係会社の有する当該外国法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(4)　特定子会社（前項各号に掲げる連結法人に係る他の外国関係会社で、部分対象外国関係会社に該当するものその他の政令で定めるものをいう。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社（当該連結法人に係る他の外国関係会社のうち、部分対象外国関係会社に該当するもので、その本店所在地国において、その役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。次号及び第七号並びに第六項において同じ。）又は使用人がその主たる事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものをいう。(4)及び(5)において同じ。）によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていること、当該管理支配会社がその本店所在地国で行う事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしていること、その収入金額のうちに占める当該株式等に係る剰余金の配当等の額及び当該株式等の譲渡に係る対価の額の割合が著しく高いことその他の政令で定める要件に該当するもの

(5)　その本店所在地国にある不動産の保有、その本店所在地国における石油その他の天然資源の探鉱、開発若しくは採取又はその本店所在地国の社会資本の整備に関する事業の遂行上欠くことのできない機能を果たしている外国関係会社で、その本店所在地国を同じくする管理支配会社によつてその事業の管理、支配及び運営が行われていることその他の政令で定める要件に該当するもの

第六十八条の九十第二項第二号ロ中「第六項第一号」及び「同項第一号」の下に「から第七号まで及び第八号」を加え、同号ハ中「第六十六条の六第二項第二号ニ」を「第六十六条の六第二項第二号ニ」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　次に掲げる要件のいずれにも該当する外国関係会社

(1)　各事業年度の非関連者等収入保険料（関連者（当該外国関係会社に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、前項各号に掲げる連結法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるものをいう。(2)において同じ。）以外の者から収入するものとして政令で定める収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合が百分の十未満であること。

(2)　各事業年度の非関連者等支払再保険料合計額（関連者以外の者に支払う再保険料の合計額を関連者等収入保険料（非関連者等収入保険料以外の収入保険料をいう。(2)において同じ。）の合計額の収入保険料の合計額に対する割合で按分した金額として政令で定めるところにより計算した割合が百分の五十未満であること。